

立命館大学家計急変学費減免（学部在學生）

2026年度 募集要項

立命館大学家計急変学費減免（学部在學生）「以下、本制度」は、修学の意志があるにもかかわらず、家計急変や自然災害による家屋の被害などにより、修学が困難となった者を学費減免することにより支援します。

本制度は、国の「高等教育の修学支援新制度」(※1)のうち、家計急変の授業料減免制度と立命館大学の独自制度を包括した制度です。

(※1) 国の「高等教育の修学支援新制度」とは

給付型奨学金の支給および授業料・入学金の免除または減免（授業料等減免制度）の2つの支援により、大学で安心して学んでいただく国の制度です。「日本学生支援機構給付奨学金」（以下、JASSO 給付奨学金）に申込み、採用となり支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅳ区分)が決定すると、授業料減免制度の支援区分も同様の区分で決定されます。

「JASSO 給付奨学金」には、原則、4月と10月の「**定期採用（以下、JASSO 定期採用）**」と家計に急変が生じた場合の「**家計急変（以下、JASSO 家計急変）**」があります。また、入学予定者が高校在学中に出願する「**予約採用（以下、JASSO 予約採用）**」もあります。

1. 本制度の概要

(1) 減免対象

・本学学部の正規課程に在籍する者(標準修業年限を超えている者も含む)。ただし、外国人留学生は除く。

(2) 出願について

・本制度は、国の「高等教育の修学支援新制度」の家計急変の授業料減免制度を包括した制度です。

・本制度に出願する場合は、原則、JASSO 家計急変にも出願していただきます。

JASSO 家計急変への出願は、家計急変の事由が発生したときから3カ月以内です。

※本制度および JASSO 家計急変について、それぞれ急変事由や出願資格は異なりますので、概要については6ページおよび7ページをご覧ください。

(3) 減免額

本制度の減免額は、**年間授業料の1/4の額**（諸会費等は減免対象としない）

(4) 減免額の決定について

減免額は、JASSO 家計急変への出願および選考結果などにより、次の①・②どちらかに決定します。

①JASSO 家計急変に採用となり、JASSO 給付奨学金の支給対象となった場合、国の授業料減免額が適用されます。

②JASSO 家計急変が不採用もしくは要件を満たさず出願できなかった場合は、本制度の減免額である年間授業料の1/4の額が適用されます。

(5) 減免方法

採用された学期の授業料について、年間授業料の1/4の額を減免します。

※選考および採否結果が決定する時期によっては、減免額が確定しないことから、授業料を納めていただく必要があります。

※すでに授業料を納入している場合や一旦納入いただいた場合は、後日返金いたします。返金の手続きについては、別途お知らせします。

(6) 採用人数

出願資格を満たす者は、全員「採用候補者」とします。※所定の手続きを行うことにより正式な採用となります。

(7) 出願回数

同一事由による減免は1回限りとします。

(8) 併給について

- ・JASSO 給付奨学金（予約採用・定期採用）および立命館大学学費減免など、他の授業料減免との併給はできません。
- ・他の授業料減免奨学金を受給している場合は、他の授業料減免もしくは授業料から減免する形式で給付する奨学金の総額が、当該学期授業料相当額を超えない範囲とします。
- ・他の奨学金の定めなどにより併給ができない場合があります。

2. 出願資格

本制度への出願については以下の出願資格（1）～（3）を満たしていることが必要です。

（1）2026年度本学学部の正規課程に在籍する者（標準修業年限を超えている者も含む）

（2）急変事由が出願時よりさかのぼって1年以内に発生した者で、以下①～④いずれかの事由が発生した者

① 生計維持者の死亡（災害による場合も含む）

② 生計維持者が重度後遺障害に認定（災害による場合も含む）

重度後遺障害とは以下に該当する場合とします。

●「身体障害者福祉法」により身体障害者2級以上の認定を受けた場合

●「国民年金法施行令」および「厚生年金保険法施行令」によって障害等級1級以上の認定を受けた場合（ただし精神障害は対象外）

③ 震災・火災・風水害などの自然災害等により生計維持者の居住する家屋が被害を受けた生計維持者の居住家屋の被害（罹災証明書により「半壊」以上の被害を対象とする）。

※持ち家・賃貸物件のどちらでも可（生計維持者が被災者の罹災証明必要）

※家屋以外の被害（物置・ガレージ・塀等）のみの場合は対象となりません。

※生計維持者の所有する賃貸物件（他人に貸与中）は対象となりません。

※水害の場合、床上浸水も対象となりますが、「半壊」以上の被害を対象としますので、「準半壊」以下の場合は対象外となります（床下浸水も対象外）。

④ 震災・火災・風水害などの自然災害等の被災により生計維持者が負傷し、30日以上長期入院・加療の必要が生じた（ただし精神障害は対象外）

（3）上記（2）の事由発生後の生計維持者の年間収入が、**給与収入の場合 600万円以下、自営業その他所得の場合 197万円以下**であること。

※上記（2）・（3）の家計急変事由、災害被災状況、家計収入状況は、すべて客観的にその状況を証明する書類 [公的機関による証明書類、その内容を証明する資格・権限のある第三者による証明書類（勤務先会社・弁護士等の証明）] により判断します。

■ **生計維持者とは、原則、出願者の「父」・「母」両方とします。**

- ・ひとり親家庭の場合は、扶養・親権などを示した公的書類をもとに生計維持者を判断します。
- ・養子縁組などをされている場合は、実父母・養父母と本人との関係等で判断します。
- ・父母両方（ひとり親家庭の場合は、父母どちらか）が、死亡・身体障害により生計を維持することができない場合で、その父母に代わり生計を維持する者は、その状況を示す証票（公的書類）を提出していただき、その証票をもとに生計維持者を判断します。

3. 選考方法

・出願書類において出願資格を確認し、要件を満たす者は全員採用候補者とします。

・給与収入とその他所得（自営業・農業等）の換算は、日本学生支援機構の定める基準を準用し、大学で換算し確認します。

4. 出願書類

急変事由等に応じて、次の書類を準備し出願してください。家族状況や家計事情を確認させていただくため、別途追加書類の提出を求める場合があります。提出された書類に記入の不備や、指定された書類が整っていない場合、選考対象外とすることもあります。

各書類の補足説明（※印）も含め、内容をよく読んで出願書類に漏れのないようにしてください。

急変事由 必要書類	①死亡	②重度後遺 障害	③災害による 家屋被害	④災害による 入院・加療
願書兼誓約書 ※1	●(原本)	●(原本)	●(原本)	●(原本)
最新かつすべての項目が記載された 所得証明書(課税証明書) ※2	●(コピー)	●(コピー)	●(コピー)	●(コピー)
戸籍全部事項証明書	●(コピー)	●(コピー)	●(コピー)	●(コピー)
障害の認定が確認できる書類 ※3 ・身体障害者手帳（1級・2級） ・障害者年金手帳（1級）	—	●(コピー) 左記いずれか	—	—
罹災証明書 ※4	—	—	●(コピー)	
医師の診断書（30日以上の長期入院・加療の記載が必要）	—	—	—	●(コピー)
急変事由発生後の生計維持者の年間 収入が大幅に減少する場合、それを証明 する書類 ※5	—	* 該当者のみ (コピー)	—	* 該当者のみ (コピー)
ひとり親(母子父子)家庭の証明書 ※6	* 該当者のみ (コピー)			
無職の証明書 ※7	* 該当者のみ (コピー)			

【出願書類の補足説明】

※1 立命館大学 家計急変学費減免願書兼誓約書（様式1）

・必ずボールペン(消せるボールペンは不可)で本人が記入してください。

※2 所得証明書（課税証明書） ※8 ページ見本参照

<2026年5月末までの出願の方>	<2026年6月以降の出願の方>
生計維持者（原則、父・母両方）の 2025年度（令和7年度）発行、所得等の内容は 2024年・令和6年の所得証明書（課税証明書）	生計維持者（原則、父・母両方）の 2026年度（令和8年度）発行、所得等の内容は 2025年・令和7年の所得証明書（課税証明書）

- ・役所で取得したものを準備してください。勤務先から発行される源泉徴収票や確定申告の控え、特別徴収税額決定通知書、納税額決定通知書等の書類では選考できません。
- ・所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者控除・扶養控除等の事項が明記されている証明書（「全項目証明」、「すべての項目が記載された証明書」）を準備してください。金額が記載されていないものや扶養の人数等が「***」で目隠しされているものは無効です。
- ・無収入の場合は収入が「0円」と記載されたものが必要です。非課税のみの証明となっているものは不可です。
- ・事由発生後に退職・廃業され、出願時点でも無職という場合は、「退職証明書」「離職票」「雇用保険受給資格者証」「廃業証明書」のいずれかをあわせて提出してください。

※3 障害の認定が確認できる書類

- ・身体障害者手帳（1級・2級）は取得者および取得年月日がわかるページ。更新日がある場合は該当ページも含めて提出してください。
- ・障害者年金を受給されている場合は、受給者および認定年月日がわかるページを提出してください。

※4 罹災証明書

- ・罹災証明書は市区町村役場などで発行されたもので、災害の名称や災害状況（全壊・半壊など）が記載されていることが必要です（被災証明書は不可）。

※5 急変事由発生後の生計維持者の収入が大幅に減少する場合、それを証明する書類

- ・給与収入の場合：急変事由発生後の給与明細書のコピー 直近3カ月分
 - ・給与収入以外の場合：「事業所名（屋号）」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」が記載された帳簿 直近3カ月分
- 急変事由発生前の年間収入が、家計基準を満たしている場合は、提出の必要はありません。

※6 ひとり親（母子・父子）家庭の証明書

・「所得証明書（課税証明書）」にある「ひとり親」、「寡婦」の欄に「*」印や控除金額が記されている場合、これによりひとり親家庭である証明になります。

「所得証明書」に上記内容が反映されていない場合のみ、以下の(ア)~(エ)のいずれかひとつを提出してください。

- (ア) 学生本人の戸籍謄本全部事項証明（出願日から3カ月以内に発行されたもの）
- (イ) 児童扶養手当証書（有効期間内のもの）
- (ウ) 遺族年金証書
- (エ) ひとり親家庭等医療費受給資格者証（有効期間内のもの）

※7 無職の証明書

以下、(ア)~(オ)のいずれかを提出してください。

- (ア) 退職日の入った源泉徴収票
- (イ) 退職証明書
- (ウ) 離職票
- (エ) 雇用保険受給資格者証
- (オ) 廃業届出済証明書（自営業の場合）

5. 出願期間・選考結果通知

募集時期	出願締切日 *消印有効
春学期	2026年7月31日(金) ※
秋学期	2027年1月29日(金) ※

- ・出願期間内は随時受付します。月末ごとに締切り、出願要件を満たしているかを確認します。
 - ・選考結果（採用候補者採用決定）については、出願月の翌月末を目途に、RITSUMEIKAN STUDENT PORTALにてお知らせします。
 - ・卒業年については、出願締切を卒業年の1月末日（末日が土日祝日の場合は、前営業日）とします。
- ※各学期とも上記出願締切日を過ぎて出願された場合は、翌学期の出願として選考します。

6. 出願方法

- (1) 出願は郵送もしくは所属キャンパスの窓口へ提出とします。
- (2) 郵送の場合は、全て衣笠キャンパス宛とします。以下の住所を切り取り、角2封筒(A4が折らずに入るサイズ)に貼付のうえ簡易書留または特定記録にて、学生オフィス（衣笠）宛に郵送してください。
- (3) 簡易書留または特定記録の差出票控えが出願の証明になります。紛失しないよう、各自で保管してください。

<願書など提出先>

〒603-8577
京都市北区等持院北町56-1

立命館大学 衣笠キャンパス 学生オフィス
立命館大学家計急変学費減免(学部在学) 係

<個人情報の取り扱いについて>

今回提出される申請書や家計状況を示す書類等の情報は、「立命館大学家計急変学費減免」の選考に利用します。また、今後の奨学金の募集案内においても利用する場合があります。あなたの情報は、この利用目的の範囲内においてのみ利用されます。

【問い合わせ】立命館大学 奨学金係 TEL : 075-465-8168
学生オフィス開室時間 平日 9 : 30~11 : 30 および 12 : 30~17 : 00
(火曜日のみ 12 : 30~17 : 00)

■「立命館大学家計急変学費減免（学部在学学生）」と「JASSO 給付奨学金および国の授業料減免（家計急変）」の概要

	立命館大学家計急変学費減免 (学部在学学生)	JASSO 給付奨学金および 国の授業料減免 (家計急変)
急変事由	①死亡（自然災害等による場合も含む）	①死亡（自然災害等による場合も含む）
	②重度後遺障害 （自然災害等による場合も含む）	②事故・病気により3カ月以上就労不能 （自然災害等による場合も含む）
	③自然災害による以下のいずれか ・家屋の被害（半壊以上） ・30日以上の長期入院・加療	③災害により被災した場合、生計維持者の生死不明、 行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる 事由の発生
	—	④失職（災害の場合も含む） *非自発的失業に限る
		⑤本人が父母等による暴力から避難 *「児童福祉法」又は「売春防止法」の 定める施設等へ入所等することになった
募集時期	事由発生後、1年以内に出願	事由発生後、3カ月以内に出願
家計基準	生計維持者（父母）の年間収入 600万円以下（自営業その他所得 197万円以下）	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯、かつ資産が 基準額未満
資産	なし	本人および生計維持者の預貯金・有価証券・ 現金等が基準額未満 1子・2子世帯：5000万円 多子世帯：給付奨学金の場合 5000万円、授業料 等減免の場合 3億円
学業基準	なし	以下の在籍年数により、学業成績に係る基準が設けら れている。詳細は日本学生支援機構 Web サイトでご 確認ください。 ①入学後1年を経過していない人 ②入学後1年以上を経過した人
その他基準* 在留資格	外国人留学生（在留資格が「留学」） は対象としない	外国籍の場合、以下①～③のいずれかに該当すること ①法定特別永住者 ②在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者」、「永住 者の配偶者」である者 ③在留資格が「定住者」であって、日本に永住する意思 がある者 ④在留資格が「家族滞在」であって、特定の基準を満た す者（給付奨学金案内 p.14 参照）

その他基準 * 入学時期	なし	<p><高等学校卒業者> 初めて卒業した日の属する年度の翌年度末から、大学に入学した日までの期間が2年を経過していないこと</p> <p><高卒認定試験合格者> 高卒認定受験資格取得年度の初日から認定試験合格までの期間が5年を経過していないこと、および合格した年度の翌年度末から、大学に入学した日までの期間が2年を経過していないこと</p>
継続審査	なし	<p>継続願の提出 学業成績の確認 家計状況の確認</p> <p>* 家計急変の家計状況は採用後3カ月毎に審査</p>
授業料 減免額 (※1)	年間授業料の1/4の額 * 諸会費等は除く	<p>【1子・2子世帯】</p> <p>第1区分 700,000円(年額) 第2区分 466,700円(年額) 第3区分 233,400円(年額) 第4区分 理工農系 233,400円(年額)</p> <p>【多子世帯】 700,000円(年額)</p> <p>* 入学金も減免対象 * 家計急変の場合は月割で支給</p>

(※1) JASSO 家計急変に採用となり、支援区分が決定すると高等教育の修学支援新制度に基づく授業料減免制度の支援区分が同様の区分で決定されます。採用された場合は、JASSO 給付奨学金(※2)の支給および国の授業料等減免の受給対象となります(減免額は上記「授業料減免額」参照)。

(※2) JASSO 給付奨学金の支給月額

支援区分		【自宅通学】	【自宅外通学】
第1区分		38,300円(42,500円)	75,800円
第2区分		25,600円(28,400円)	50,600円
第3区分		12,800円(14,200円)	25,300円
第4区分	多子世帯	9,600円(10,700円)	19,000円
	理工農系	支給無し	支給無し

・私立大学における金額。生活保護世帯の人および進学後も児童養護施設等から通学する人は、自宅通学の()内の金額。

- その他、JASSO 家計急変については、毎月の支給額が3カ月毎に見直しが行われるなどの条件があります。
- JASSO 家計急変の詳細は、日本学生支援機構 Web サイトでご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

見本

市・府民税課税証明書

納税義務者

住所 京都市中京区西ノ京
氏名 立命 太郎

【注意事項】

- 市町村により所得証明書（課税証明書）の様式は異なります。
- 最新かつ[すべての項目が記載された証明書(全項目証明)]を市区町村の役所にて入手してください。
- 2026年5月末までの出願者：2025年度(令和7年度)発行、所得等の内容は2024年(令和6年)
- 2026年7月以降の出願者：2026年度(令和8年度)発行、所得等の内容は2025年(令和7年)
- 特に下記図の①～④を確認してください。

年度	所得の金額		記			
	収入金額	1,300,000円	所得割額	均等割額	年税額	
令和3年度 (令和2年分所得)	給与	2,200,000円	市民税	0円	0円	
	公的年金等	0円	府民税	0円		
所得の金額の内訳		本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額	
総所得	1,350,000円	特別障害者	控対配	雑損	0円	
(内給与)	1,300,000円	その他障害者	老人控対配	医療費	0円	
土地等事業雑	0円	老年者	同居老親等	0人	社会保険料	200,000円
分離短期譲渡	0円	ひとり親	老人扶養	0人	小企共済掛金	0円
分離長期譲渡	0円	寡婦	特定扶養	1人	生命保険料	0円
株式等の譲渡	50,000円	勤労学生	その他扶養	1人	寄付金	0円
上場株式当	0円		同居特別障害	0人	地震保険料	0円
先物取引所得	0円		特別障害	0人	障老寡学	0円
山林	0円		その他障害	0人	配偶者特別	300,000円
退職	0円			配偶扶養基礎	780,000円	

①所得・収入の種類・内訳と金額が記されたものをご提出ください。0円の場合は「0」の表示があるものに限りです。

②市・府県民税の所得割の金額が記されたものをご提出ください。

③配偶者控除、扶養控除等の事項・金額が明記されている証明書を提示ください。扶養者の人数や控除金額が「***」で目隠しされているものは不可です。

④ひとり親家庭の方は、本人該当欄の「ひとり親」もしくは「寡婦」部分に*が付いている証明書をご提出願います。(なお、市区町村によっては控除欄に「控除内容の名称と金額」や「控除内容の名称のみ」が記されている場合があります)但し、合計所得金額が500万円を超える場合、ひとり親控除・寡婦控除の対象となりません。

その他の事項
市・府民税は課税されていません。

上記のとおり証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇区長

〇〇 〇〇〇

公印